



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

町の人口

5月末現在

総人口 5,699人

男 2,722人

女 2,977人

世帯数 1,361戸

No.140

7月号/50

施政

方針

町民との対話を持った、百年の大計に基づき南小国町の青写真をスローガンに。

去る六月二十五日、六月定例会において学校教育問題を始めとする農業、畜産、林業、社会福祉、道路建設問題並びに本町が当面する過疎対策と中小企業及び観光諸問題について活気ある施政方針を述べられたが、その概略は次の通りである。



一九七〇年より激動が続けている我が国の政治、経済は一九七五年度に至り、益々緊迫の度を深め戦後三十年に渡る政治、経済、文化の歩みに一つの区切を付ける時期が到来した感があります。

世界的食糧需給の緊迫と、中東和平の動向は石油問題に端を発し大きく、クローズアップし、物価は今尚、鎮静対策を必要とし、総

需要抑制により末端行政においても縮少、繰延べ等が予想され、基準単価の改訂により計画の変更を余儀なくされ、五十年六月補正予算も縮少へのやむなきに至っております。

この困難な事態に私に課せられた責務は正に重大であり慎重な対策を必要としており、微力ではありますが、私の身命を投打つて南小国町の行政に取りくむ所存でございます。

私の施政と致しましては、全町民の皆さんとの対話を基本方針とし、百年の計に基づく町内の青写真を作成し、合理的運用により財源とからみ合せ、適正、且つ確実に社会状況に合せて速やかに取りくみたいと考えております。

◎学校教育問題

教育は福祉と並んで私が最も重要視して行く政策面であり、二十一世紀の子孫の為に教育に力を注ぐ責務が有り、教員の待遇、育英奨学金の問題を慎重に考えて見る必要があり、教育文化の振興充実をはかり、英知と技能、勤勉なる教育は能力と個性の開発を目指すさなければなりません。

中学校問題も四十九年度より継続審議中ですが、本年度は敷地の確保に全力を注ぎ五十一年度には着工できるよう努力致した

と思っています。又社会体育と中心部の町民グラウンドと共にかみ合せて慎重に速やかに進めて行く所存であります。尚中原、満願寺黒川小学校プール建設等も今後に課せられた懸案であり、町内水泳場問題では水質検査をこの五月より町内各水泳場各河川を毎月一回の定期検査を行ない、そのデータに基づき、指導、指示を行い、生徒の安全を確保し万全を期す次第であります。又前町長、議員、地元関係の皆様方の御力添により星和小学校の体育館が完成し落成式をこの七月五日に迎えますことは関係各位、皆さんの御協力に心から厚く御礼申し上げます。

◎農業問題

農業基本法が実施され十年が過ぎ一大転換期という言葉の時代が過ぎたように思えます。今後我々はどう転換すべきかの具体策が必要となつて来ています。高度経済成長と共に農業は大きく変化しました。養豚、養鶏も大規模畜産が生じ、野菜では施設園芸をめざし進んでいます。指導者も、又農家側も企業的農業を目指し近代化が進められ、資本投下の多い企業的農業の収入も多いかわりに支出も又多く、実際の収支は小規模の時代が良かったと言う例も多く、最近では、家族労働を中心とした、複合

経営が強みを発揮している現状であります。大農経営より小農経営に取り組む時代がやって来つ、あり又土地改良により基盤整備事業を行ない、裏作等の絡合い作を早急に行ないたいと思っています。

四十八年度広域農業開発事業で(高原開発)農業基本である畜産の振興充実化する為、本年度実施計画として約一、五〇〇町歩の原野開発事業に取組み牧野改良を行ない原野中に舗装道、砂利道、水利草地造成を行い、将来の畜産振興の安定と営農計画実施の安定、林業の開発基盤を作る様努力致しております。

農業の源点は土作りであると思われれます。そこで今後の広域農業開発事業は第二期山村振興計画と第二次農構と合せ、其の基礎を作ることが肝要であると思われれます。特に農協とは緊密な連絡を取り

後継者育成をも真剣に取組む必要がある。現在果樹園芸、胡瓜、カイコ、大根、外生産されるものは相当な伸びを示して居り、今後は品質、量産、価格、搬出等の流通を確立する為に完全な集団等の組織を充実する必要があると思われれます。

◎小農経営

生産資材の自給で生産力を上げる(草、椎茸、家畜)ことが肝要

であり、自給の放棄は農業公害につながる(化学肥料・農業機械化)と確信致します。自給を充して商品生産へ、農産物の値段は自分で付け、大切な消費者との信頼感を深め生産力を高めるのは機械ではなく、機械の為の基盤整備は間違いであつて、土地に根差して農業の強みを発揮し、消費者と結び付いた販売の確立を行ない、販売は品質で勝負することが大切であり、信用度が高いものと思われれます。複合経営(豊かな複合経営)に取り組むことが今後の大きな課題と考えられます。

◎畜産問題

我が国の畜産の伸び悩は深刻に考えなければならぬ時期に来ています。食肉、乳牛、養豚、養鶏とも大規模に、又小規模に取りくんでおり生産者も、後継者難と相次ぐ飼料ショックは輸入飼料の連続値上りで畜産の前途を暗くしており、農産物価格の乱高下潜在的要因が根を張っており、危機感を奥深い物にしております。

広域農業開発事業により、農業の基本である土作りを力を注ぎ、畜産の振興と充実と共に、これを流用し、将来の流通センターの基礎作りを行ないたいと思っています。

農業と畜産を絡み合せてこそ経

営の合理化ができることと思ひます。又熊本県内の畜産家の人々が一番心配されました、四十九年六月に町内で発生致しました、牛バエ幼虫症に対しては、国と県の積極的な対策により防除等には全力を注ぎ種々の問題等にも新しい姿勢が県側より示されております。町と致しましては農協と協同体制により全力を注ぎ一日も早く終息するよう、又生産者を中心に考え心配の無いよう最大の努力を致しております。尚市場価格等の落ち込みのないよう、市場出荷を中止し小国生産牛の安定の為細心の注意と最大の手を打っております。

◎林業問題

林業については海外から輸入による緊迫感に鑑み真剣に取り込む必要があります。しかし当森林組合において、加工、植栽、管理、市場開拓、林研クラブ等の研究により椎茸と共に大きく伸びを示しており、今後の成果を期待すると共に町と致しましては、林業振興充実の為に特に森林組合と緊密な連携を取り、後継者育成をも真剣に取り組み考えであります。

林業経営合理化の為に広域農業開発事業と合せ、五十年より第二次林構事業、林道整備事業を行い本町においても、各産業を柱に、生産増強の向上に努力し、且

つ進めなければならぬと考えています。山林の基盤である道路等については、林道事業の新設改良工事に本年度より再確認して、二次林構事業と共に着手致したいと考えており、今後共に生産者各位の努力を期待して、林業生産、販売の向上の為最大の力を発揮されるよう切望いたす次第であります。

◎社会福祉と老人福祉

生活環境整備をし、其の充実にめざして、社会的公正を確保する為、福祉政策を重視しなければならぬ。明るく、住よい生活の環境、医療と教育の充実、公共施設の増強、生活を中心とした、福祉の充実が時代の転換と共に要求され、地方行政の果さねばならない役割は大きいものがあります。

時に老人にはやすらぎを、常に感謝の意を表し財源の見通が付きしだい町の中心部に老人の集しみの家を作り、各人が対話できる場所を設置するよう努力いたします。又老人一人暮らし問題、ホームヘルパー等に付きましても、民生委員の方々と話し合っており身障者問題と共に現在取り組んでおります。又保育所問題では、市原保育所において机、椅子の取替、各子供さんの色彩感覚と幼児の心理及び知能を向上させる為にカラーテレビの取り替をこの六月補正に計上致

しており、黒川保育所の件につきましては県内での申込者数が多いため本年度の厚生省の採択の見通しは暗いため再度陳情を続けております。

◎道路建設と交通網

道路交通は生活に必要な総ての機関であります。農業、畜産、林業、園芸、観光と重要な関係であり、御承知の如く、大観峯より小国町に至る国道バイパスの新設も着工され展望と共に小国杉の真価が再度注目をあびる時がやってきました。それに伴ない取付け道路の着工も見通しが付き、産業の発展に新しい時代を迎えています。

県道、竹田・小国線の全線開通も今しばらくと云う所で、町としても全力を上げ努力致す所存であります。又西部横断道路及び産山・小国線を本年度より強力に陳情しており西部横断道路に至っては、熊本市に通ずる最短の産業道路としての役割は大きく大切な道路であり、今後共に、国、県に強く要請する考えであります。町道、林道、農道の新設改良、舗装等においても町が全力を上げる必要に応じ強力に陳情と要請を行いたいと考えています。

又地藏原・宮原線、中湯田、瓜上線、志童子・満願寺線の隊道改良工事は今回の補正予算に計上いたしております。この隊道三本は共に幼児、小学、中学、高校生達の通学路でもあり、これから雨期に備え早急な改良工事を行わなければ人身はもとより車等の大事故を引き起す恐れがあり、急々に補正計上致した次第であります。

◎過疎対策・中小企業及び観光

過疎防止により所得増強の問題としては本町に適した無公害企業の誘致について最大の努力を致すと同時に温泉の開発事業に取組み本町に立派な湧泉が黒川、田ノ原満願寺に有り、これに基づき南小国町の温泉がイメージある温泉郷にチェンジする事が観光に結び付く第一の要因であると確信致します。本年度事業として黒川の温泉資源の確保と公園の整備事業を行ない温泉開発の基盤と成るよう努力致しております。過疎防止と温泉開発とにより人口の流失を未然に防ぎ、中小企業関係者の総合的理解と和合により、人口増大をはかり企業の安定の道作りを行ないたい。

◎町有入会林野整備

昭和四十一年七月から入会林野等に係る権利関係の近代化に関する法律（入会林野近代化法）が施行され、この法律は広大な面積を占めている入会林野を農山村の人々が健全な発展に役立てる為、これまで複雑な権利関係を近代的な権利に改め高度な利用が出来るようにすることを目的としており、本町においても四十七年度に議会で承認決定されており目的達成のため努力致したいと思っております。

青年、婦人、壮年、老人、各種団体研究グループの皆様方の活動するに当り、最大のお手伝を惜しまなく行ないたいと考えております。世界の歩みと共に新しい時代が生涯を求めており、これまで南小国町の先人は幾度か今日以上の試練を耐え抜いて現在の南小国町が築き上げられてきました。私どもは全町民の皆さんと共にお互に協力し合い努力致し、この難局を切り抜け、新しいモデルになるような町として自信と希望を持って邁進するよう切望する次第であります。

内外情勢極めて困難な時、私に与えられた光榮ある、重い責任はまことに重大であり、自由と民主主義政治の為に全力をあげ、力一杯献身する強い決意であります。最後に町議会議員の各位をはじめ全町民の皆々様の御協力と御指導御鞭撻を心からお願い申し上げます。そして私の施政の方針と致します。

我れらが研究データ (その3)

日 限 国 晃

昭和38年の保残木の平均胸高直径は、33.7cmで平均、樹高が20m、1本当りの平均材積が0.75m³ですので、56本の総材積が41.97m³となります。主伐した当時のm³当りの単価が、山床の立木価格で11,376円でしたので、56本の総金額を掛れば数出できます。現在、保残木56本の胸高直径は43.3cmで平均樹高22m、1本当りの材積が1.278m³ですから56本の総材積は約71.56m³となります。

現在、森林組合の共販市場で同じ程度の木材価格を見て見ますと、保残木の収入が多い結果になります。過去10年間の保残木の成長量だけでも29.59m³になるのでに率が良いかが分かります。これには木材の価格の値上がりも一因しているものと思われます。

主伐後の保残木は肥大成長が非常に早いので、小面積の山林所有者にはこの方法で大径木を育成していくのが一番良い方法だと思ひ私は必ず実行して行きたいと思っております。

現在一年間に胸高周囲3mの肥大成長をしておりますので、樹令100年で胸高周囲3cmの大径木の生産も可能だと思っております。林縁にある保残木には林衣として下から枝が付けて有りましたので、下木の植付の前に枝打をしました。

植栽の方法は、伐採の時の枝葉を全林地内に放置して杉(ヤブググリ)を2.3mの間隔で千鳥植にし、約400本程植付致しました。これは少し疎植の様に思われるかも知れませんが、上木が有る為に被圧されたり雪害にあったり、又ヤブググリは根張が悪い為に風倒木の被害等、色々な心配がありましたので、植付け本数を減らして健全な木を育てようと思ひました。

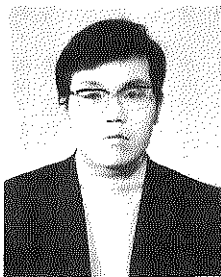
現在、下木は10年生で平均樹高8.5m、平均胸高直径11cmです。

尚、早期育成をする為に林地肥培も行ない④の4号(12-6-3)を昭和39年に20aに40kgで1本当りに100g、40年には55kgで1本当り135g、41年には60kgで1本当り150g、42年には60kgで1本当り1150gと4年間施肥致しました。

上木(保残木)はアヤスギの50年生、平均樹高22m平均胸高直径43cm、平均材積が1.278m³で上木の間隔は大体16mくらいです。下木はヤブググリの10年生の10年生で、平均樹高8.5m、平均胸高直径が11cmで植付け間隔は2.3mです。

最後に今後の課題と致しまして、杉の品種の混植を行なう事が良いのではないかと思います。

第一に早期の間伐材に適する品種で人工シボ丸太及び無節材の生産が出来る様な通直に育成する品種で、例えばクロトシ等で第二に主伐材には材質も成長も良いヤブググリ、アヤスギ等を選び、第三に保残木に適する様な比較的に晩年からの成長が良く材質良好で大径木生産に最も優良な品種であるメアサ系のアオ杉等と色々な点を考えて四高林業、即ち高伐期、高成長高品質、高蓄積に近づけていきたいと思っております。



橋 本 桂 典

現在、巻き付けは、荒皮ハギを含めて1日4本は出来るようになりました。背割については、最初1~2年は大工さんに頼みましたが、生木のため鋸の通りが悪く、大工さんも嫌い、又傷を付けぬように運搬するのもめんどろなもので、チェンソーを使ってみたところ案外簡単に良く出来るのには自分でも驚きました。しかし、年間の生産本数が増せば、丸鋸の設置が必要になってくると思われます。伐木して、山で1ヶ月ほど



葉枯しすれば材のしんの方まで除々に乾燥していますが、やはり磨き終わってから急激な気温と湿度の変化にあわせると、小さなヒビ割れができ折角シボも良く入り、磨きも

良く出来たものが、このヒビ割れにより、今までの苦勞が水の泡となったこともあります。そういう苦い経験をしたので、現在私は土蔵の倉庫の冷暗所で除々に乾燥させることにしています。

この方法で、今まで20本を生産し販売しました。始めの10本は、まだ試作品のため1本15,000円でしたがこの春、48年度産の10本は、1本当り25,000~30,000円で販売することが出来ました。販売先は北九州や福岡の工務店と地元の大工さんへの直接販売です。どこで話を聞いてくるのか向こうから買い付けにきて何十本でもほしいというので嬉しい悲鳴をあげています。

それで昨年からもう少し簡単にしかも大量にシボができないものだろうか、いろいろ考えた末、当木を使わずに「出シボ」を作る変った丸太を実験的に作り1本25,000円で販売することが出来ました。それは、中斧で幹に傷を付けるだけの簡単な方法です。3月に傷を入れ、翌年の10月に伐木したところ、傷口が完全に「出シボ」になっていました。縦にも傷をつけてみましたが、横の傷と違い形成層を切断しないために、シボになりにくいようであります。

材料は何ひとつならず、作業も1本当り10分もかからず、しかもそれが1本25,000円で北九州の店へ売れたということは、自分でも驚き、又自信も出てきました。傷の大小、間隔等現在10本ほど実験中で、今年中には、また良い結果が得られるものと今から期待しています。

ただ、この柱をよく注意してみると、中斧で力を入れて打ったせいか、深く傷が入り何かすき通った傷が見える感じがします。そこで今年は中斧を止め、特別に「もろ刃」のナイフを作り、甘皮だけに傷が付くようにと研究し、実験しているところです。

この方法の良いことがもうひとつあります。それはどうせ「コブ」を作るのだから、枝打ちと同時に癒合が終り伐期が早くなるということです。このほか枝打ちしたあとに生きた「フシカズラ」を巻きつけていますが、これも思ったより早く型がつき、又自然にみえて面白いと思われます。プラスチックの当木はまだ使ったことがなく、これからの課題です。なお、サビ丸太や焼丸太の勉強も今後したいと思っています。

防災、水防会議便り

去る六月十一日(水)役場第一会議室において、防災会議、並びに水防会議が開催されました。

防災会議におきましては、一の宮土木事務所小国駐在所を始めとする食糧事務所、小国警察署、南小国町各駐在所、区長、消防団長各職域長、連合婦人会長、青年団長、教育長と町が南小国町防災会議委員を委嘱している人々により、

昭和五十年年度防災計画にもとずき協議されたが、この計画書は災害が起きての防災計画はもとより、時前の予防防災が、もつと重要であり、尚住民の皆様は日常の心掛により未前に災害を防護すると云う対策が、今後起りうる災害を、最少限にいとめるものであること等が協議された。

又水防会議においては、市原駐

在所、満願寺駐在所、黒川駐在所各消防団分団長並びに農協有線係の人々により水防計画書に対し、協議が行なわれたが、例年間に一、二回の水害に見まれ、崖ぐずれ、床下浸水等の水害に合われ被害じんだいであるため、情報の確実性、又時前の対策がもつとも大切で今年は地震災害の後でもあらため、予期出来ない災害が引き起こされることも含み、合せ嚴重警戒が必要である事など協議された。

災害を受けたとき

六月から七月は雨の多いシーズンですが、不幸にも水害などの災害にあったため、国税についての申告書、申請書などの提出や税金の納付など期限までにできないときは、その期限が延長されます。

延長される期間は、災害のやんだ日から二か月以内となっていますので、税務署長に「期間の延長申請書」を提出して期限の指定を受

けてください。

また、災害で住宅や家財に半分以上の損害を受け、しかも年間の所得金額が四〇〇万円以下の人は確定申告をすると税金が軽くなったり納めなくてもよいこととなります。すなはち、年間の所得金額が二〇〇万円以下の人は、税金が免除されます。また年間の所得金が二〇〇万円を越え三〇〇万円以

下の人は、税金の半分为軽くなり年間の所得金額が三〇〇万円を超え四〇〇万円以下の人は、税金の1/2が軽くなります。一方、災害による住宅や家財の損害が半分に満たなかった人や、年間の所得金額が四〇〇万円を超える人でも、損害が相当多額のときは「雑損控除」を受けると税金が軽くなったり納めなくてもよいこととなります。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

贈与税のあらまし

贈与税は、一月一日から十二月三十一日までの一年間に個人から贈与を受けた財産の合計額に対して課税されます。

しかし、全額に対してかかるのではなく、贈与財産から基礎控除の六〇万円を差引き、その残りに税率をかけて税金を計算するので、ですから、個人からもらった財産の合計額が、年間六〇万円以下であれば贈与税はかかりません。ところで、結婚して二〇年以上の夫婦の間で、居住用の不動産などの贈与が行われたときは、一定の条件により基礎控除額六〇万円のほかに、配偶者控除として最高一〇〇〇万円が贈与された財産の価額から差引かれます。ですからこの場合、基礎控除額と合せて一〇六〇万円までの財産には贈与税がかからないこととなります。

なお、贈与税がかかる場合は、財産をもらった年の翌年の二月一日から三月十五日までに、税務署へ贈与税の申告書を出して税金を納めることとなります。その場合贈与税額が五万円を超え、しかも金銭で一時に納めることが難しいときは、手続をすれば、五年以内の年賦延納ができます。

所得税第一期分と

振替納税

七月は、所得税の予定納税第一期分を納めていただく月です。納期は七月三十一日までとなっています。

この予定納税額は、前年分の所得金額を基にして計算したものです。が、本年分の所得を見積って計算した税額がそれよりも少なくなる見込みだというような方、例えば、商売をやめたり、風水害で損害を受けたりした方などは、税務署に「減額承認申請書」を出しますと、予定納税の税金が減ったりあるいは納めなくても済むことがあります。

ところで、所得税の便利な納税の方法として、振替納税の制度があります。振替納税は、電気代やガス代の支払と同じように、銀行などの金融機関に支払を頼んでおきますと、預金口座から自動的に納めることのできる方法です。手続については、税務署か金融機関の窓口で御相談ください。



行政相談委員に 日野美喜先生が 委嘱されました

私たちを取りまくいろいろなことの内には、国の仕事、県の仕事、町の仕事等がありますが、その内国の仕事に関することで皆さんの要望や、苦情などがある場合に、それを承り、それぞれの役所に関連あつせんなどの方法によって、その解決を促進する「行政相談」を行政監察局が行っております。この仕事を南小国町でやっていただく「相談員」に日野美喜先生が昭和五十年六月五日附で行政管理庁長官より発令されました。

住所 南小国町大字赤馬場 番地

電話 日頃皆さんが国の行政について。

○促進して欲しいと思つておられること。
○納得出来ないこと。
○法律や手続きを知らなかつたために思わぬ不利な取扱いを受けたこと。
○どの役所、どの係に行けばよいかわからないでいること。
○苦情を直接関係の役所に持込むのは具合が悪く、公平な第三者に間に入つて貰いたいと希望されること。
○その他行政上の問題でお困りのこと等がありましたら気軽にこの行政相談員まで申し出て下さい。

相談を受けますと①これを懇切に聴いて当局に連絡し②その結果を申出人に伝えます。

申出人は個人でも団体でも結構ですが、裁判関係の問題とか、検察庁などで捜査して民事問題、政治問題などは取扱ひません。

申出人の名前や、秘密にして欲しいことなどある場合ひは秘密の保持には、特別に注意してもらえます。

尚、今までの「相談員」の加藤ウキ先生には八年間という長い間お勤めいただき誠にありがとうございます。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

子供と人権

○児童は人として尊ばれる。
○児童は社会の一員として重んじられる。
○児童はよい環境のなかで育てられる。

これは「子供の人權を重んじ子供の幸福をはかる」という意味から昭和二十六年に制定された児童憲章の中の一節ですが、子供は、大人と同じようにひとつの人格を有し、人間として尊重されるとともに、次代の担い手として健全な社会人となるようにすこやかに育てられるべきことをうたったものです。

日本国憲法も教育を受ける権利



や、子供に普通教育を受けさせる親の義務、あるいは児童を酷使してはならないと定めて、児童の保護者と国家社会が協力して児童の健全な育成に努めるよう求めています。

ところで、最近の新聞その他の報道によりますと、社会の一部では、憲法や児童憲章の希求するところとは相反した、なげかわしい事態が引き起こされております。

例えば、年若い母親が母としての責任を怠り、子供の存在を厄介物扱いし、愛するわが子を残して家出し、また死出の旅路の道連れにしたり、親の恣意により勝手気ままに子供を遺棄したり、虐待、折檻あるいは暴行を加えるなど子供を不幸に陥し入れているといった事件や、あるいは子供を子宝としてはぐくむことを考える余りこれを私物化し、子供が嫌がることも構わずに親の意思を押しつける例も見られます。

何故このような事態が起こるのでしようか、われわれ一人一人が他人事としてではなく自分の身近な問題として真剣に考える必要があります。

これら一連の事象は、大人が子供の立場、心情、意思を認め、それを尊重してやるという「思いや

り」を忘れ、自分の都合や、利益あるいは自分の考えを一方的に子供へ押しつけ自己満足ををはかることのみに意を注ぎ子供の個人としての尊厳を軽視し、さらには、無視するという風潮が目立つてきているというほかないでしょう。

これらの社会現象は保護者である親や一般社会の子供に対する人権尊重の認識と配慮、即ち「思いやり」を醸成することにより防ぎようようではありませんか

昭和五十年六月十四日

人権擁護委員

馬場高砂老人クラブ寄附

竹ホーキ 22本 雑布 59枚
配布先内訳
中学校 竹ホーキ 11本
雑布 25枚
市原小学校 竹ホーキ 11本
雑布 24枚
老人憩の家 雑布 10枚

香典返し南小国町社協へ

小田 佐藤 忠恕

老人憩の家に寄贈

一、サシミ皿 四十枚

志津下志動子老人会

一、扇風機 二台

市原 北里 禹六